

日田市下水道事業経営戦略

団 体 名	:	日 田 市
事 業 名	:	公共下水道事業
策 定 日	:	平成 31 年 4 月
計 画 期 間	:	平成 31 年度 ～ 平成 40 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和56年4月1日 (共 用 開 始 後 38 年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	全 部 適 用 (平 成 29 年 4 月 1 日)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	3,724.5 人/km ²	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無 し
処 理 区 数	1 処理区		
処 理 場 数	1 箇所(日田終末処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成29年1月1日 コミュニティプラント(光岡地域下水道)の統合を行った。 平成30年4月1日 農業集落排水施設2処理区のうち1処理区(三ノ宮地区)の統合を行った。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【現行の使用料体系】 一般家庭用の使用料は、10㎥まで定額の基本使用料と、基本水量を超過した水量にかかる超過使用料の合計額で、超過使用料については、汚水量が多いほど単価が高くなる逓増制を採用している。 水道水を使用した場合の汚水量は、水道メーターの指針により算定した水量とするが、水道水以外の水（地下水）は水道メーターに反映されないことから、下記のように汚水量を認定する。 ① 地下水のみを使用する場合…一月につき1人当たり6㎥とする。 ② 水道水と地下水を併用する場合…①により算出した水量の2分の1に、水道メーターの指針により算定した水量を加算する。 【使用料体系の趣旨】 基本水量超過分については、少量部分の使用料を低廉なものとする中で、一般家庭等の負担軽減を図っている。																							
	<table><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>汚水量</th><th>使用料 （円）</th></tr><tr><td rowspan="7">一般汚水</td><td>基本使用料</td><td>10㎥まで</td><td>1,500</td></tr><tr><td rowspan="6">超過使用料 （1㎥につき）</td><td>10㎥を超え20㎥までの部分</td><td>158</td></tr><tr><td>20㎥を超え30㎥までの部分</td><td>167</td></tr><tr><td>30㎥を超え40㎥までの部分</td><td>174</td></tr><tr><td>40㎥を超え50㎥までの部分</td><td>196</td></tr><tr><td>50㎥を超え100㎥までの部分</td><td>211</td></tr><tr><td>100㎥を超える部分</td><td>234</td></tr></table>				種別	区分	汚水量	使用料 （円）	一般汚水	基本使用料	10㎥まで	1,500	超過使用料 （1㎥につき）	10㎥を超え20㎥までの部分	158	20㎥を超え30㎥までの部分	167	30㎥を超え40㎥までの部分	174	40㎥を超え50㎥までの部分	196	50㎥を超え100㎥までの部分	211	100㎥を超える部分
種別	区分	汚水量	使用料 （円）																					
一般汚水	基本使用料	10㎥まで	1,500																					
	超過使用料 （1㎥につき）	10㎥を超え20㎥までの部分	158																					
		20㎥を超え30㎥までの部分	167																					
		30㎥を超え40㎥までの部分	174																					
		40㎥を超え50㎥までの部分	196																					
		50㎥を超え100㎥までの部分	211																					
		100㎥を超える部分	234																					
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用としての使用料体系は設定しておらず、一般家庭用と同様である。																							

その他の使用料体系の概要・考え方	【公衆浴場用の使用料体系】 公衆浴場については、一般汚水とは異なり、基本使用料及び超過使用料を設定せず、汚水量のみにより算定する特別な使用料体系を採用している。 【使用料体系の趣旨】 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第3条及び第6条に基づき、公衆浴場の経営の安定化を図るための負担軽減措置として、低廉な使用料としている。		
	種別	汚水量	使用料(円)
	公衆浴場用(温泉水を含む)	1m ³ につき	41

条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	平成27年度	3,080 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※平成29年度までの実績	平成27年度	3,120 円
	平成28年度	3,080 円		平成28年度	3,103 円
	平成29年度	3,080 円		平成29年度	3,175 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織(平成31年4月1日現在)

職員数	上下水道局 局長 1 経営管理課 課長 1 施設工務課 課長 1 経営係 主幹(総括) 1、主査4、主任2、主事1 窓口係 主幹(総括) 1、主幹2、主事3、主事補1、臨時職員 2 庶務係 主幹(総括) 1、主査1、主任1 水道係 主幹(総括) 1、主幹2、主査3、技師補1、臨時職員 1 下水道係 主幹(総括) 1、主査3、主任1、技師補1 浄水係 主幹(総括) 1、主査2 施設係 主幹(総括) 1、主査2、主任1 <table><tr><td>上下水道企業の事務部局</td><td>36</td></tr><tr><td>市長の事務部局(簡易水道等)</td><td>9</td></tr><tr><td>合計 45 (定数条例)</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>局長</td><td>1</td><td>事務職員</td><td>20</td></tr><tr><td>経営管理課</td><td>18</td><td>技術職員</td><td>21</td></tr><tr><td>施設工務課</td><td>25</td><td>臨時職員</td><td>3</td></tr><tr><td>合計 44 (実働)</td><td colspan="3">※ 正規職員41+臨時職員3</td></tr></table>	上下水道企業の事務部局	36	市長の事務部局(簡易水道等)	9	合計 45 (定数条例)		局長	1	事務職員	20	経営管理課	18	技術職員	21	施設工務課	25	臨時職員	3	合計 44 (実働)	※ 正規職員41+臨時職員3		
上下水道企業の事務部局	36																						
市長の事務部局(簡易水道等)	9																						
合計 45 (定数条例)																							
局長	1	事務職員	20																				
経営管理課	18	技術職員	21																				
施設工務課	25	臨時職員	3																				
合計 44 (実働)	※ 正規職員41+臨時職員3																						
事業運営組織	平成29年4月1日より、公共下水道会計の公営企業会計への移行とともに、水道課(管理係・工務係・浄水係)及び下水道課(管理係・下水道係・施設係)を廃止し、上下水道局に再編を行い、事務や作業の効率化を図った。																						

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプの運転管理等を委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	該当なし。

資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	<table><tr><th>発電施設</th><th>施設規模</th><th>設置年月</th><th>発電量</th></tr><tr><td>太陽光</td><td>20 kW</td><td>H15.1</td><td>326,879 kWh</td></tr><tr><td>小水力</td><td>3.7 kW</td><td>H24.3</td><td>68,481 kWh</td></tr><tr><td>バイオガス</td><td>95 kW</td><td>H23.11</td><td>5,985,071 kWh</td></tr></table> ※発電量は平成30年度までの累計。 いずれも施設規模は小さいものの、自家消費により経費節減の一助となっている。	発電施設	施設規模	設置年月	発電量	太陽光	20 kW	H15.1	326,879 kWh	小水力	3.7 kW	H24.3	68,481 kWh	バイオガス	95 kW	H23.11	5,985,071 kWh
	発電施設	施設規模	設置年月	発電量														
太陽光	20 kW	H15.1	326,879 kWh															
小水力	3.7 kW	H24.3	68,481 kWh															
バイオガス	95 kW	H23.11	5,985,071 kWh															
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし。																

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」(平成29年度)のとおり。

2. 経営の基本方針

水道水の安定供給と公衆衛生の向上を推進するとともに、人口減少等による使用料収入の減少と老朽化した施設の更新費用の増大という厳しい経営環境のもと、水道事業、下水道事業の経営の見える化をさらに推進し、窓口業務等の民間委託によりサービスの充実を基本とした効率的で持続可能な事業運営に努める。
また、雨水対策については、水害に強いまちづくりを目指し、雨水出水による浸水被害の軽減に向けた取組を進める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【污水管渠】

污水管渠の整備は平成31年度で概成することから、今後は維持管理が主となり、污水管渠関連の投資は従来より少額で推移していく。
また、現在、長寿命化計画に基づく施設の更新に取り組んでおり、今後においては、持続的な下水道事業を実施するためのストックマネジメント計画を新たに策定し、維持管理や改築修繕を一体的に進め、投資の平準化に努めていく。

【処理場】

現在、長寿命化計画に基づく施設の更新に取り組んでおり、今後においても、ストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化に努めていく。

【雨水対策】

近年多発する豪雨災害を受け、雨水対策が急務であることから、今後、投資が増大する見込みである。

② 収支計画のうち財源についての説明

【使用料収入】

污水管渠の整備は平成31年度で概成することから、処理区域拡大に伴う使用料収入増加は見込めない。さらに、市全体として人口が減少していることから、今後、水洗化人口は減少し、使用料収入も減少していくと考えられる。

【企業債】

平成29年度に公営企業会計へ移行して間がなく、損益勘定留保資金等の補てん財源として利用できる財源の余裕がないため、企業債を最大限に活用している。

また、管渠等の法定耐用年数に対して企業債の償還期限が短いため、企業債償還金が不足することになる。この対策として、資本費平準化債の利用を検討する。

【繰入金】

負担金については、総務省による通知「地方公営企業繰入金について」の定める基準に基づき、雨水処理に要する経費の全額を、一般会計が負担する。

補助金のうち、污水資本費については「分流式下水道等に要する経費」に基づき繰り入れを行うが、当該繰入金は使用料で賄えない最低限の額となるため、利益は発生しない。

出資金については基準に基づくもののほか、公営企業会計移行後の企業経営に一定の資金が必要であることから、当面の間、財政基盤強化を目的とした基準外の繰り入れを行うが、今後は資本費平準化債等の活用により基準外繰入金の縮減に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費】

平成31年7月より窓口・徴収業務を民間企業へ委託することにより、職員給与費の削減を見込む。

【修繕費】

適切な維持管理を行うことで、故障や事故を未然に防止し、全体として支出を抑えるよう努める。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については、今後の県や他市の動向により検討を行っていく。
投資の平準化に関する事項	管路や施設等の更新について、その必要性や優先順位を適切に見極め、効率的な更新計画を策定することで、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来的に市の総人口が減少していくと見込まれることに加え、節水意識の高まりや節水機器の普及などから、使用料収入は減少していくと予想される。 また、現在の使用料は、消費税率の改定以外に見直しを行っておらず、発生主義に基づく費用や健全な経営を維持していくための資産維持費等が考慮されていない。平成29年度に公営企業会計へ移行し、発生主義に基づいた財政状況が明確になるため、今後、総括原価方式に基づいた使用者負担の水準が適正であるか検証を行う。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	電力自由化等、選択肢が増加していることから、電気に関する契約内容が現状に見合ったものであるか、検討を行う。
薬品費に関する事項	適正な薬品を選定・使用することで、経費の節減に努める。
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	各種業務における外部委託の可能性を検討する。
その他の取組	水道事業等と共同発注を行うことなどにより、経費の節減を図る。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	PDCAサイクルを働かせる必要があることから、概ね5年ごとに見直しを行い、経営戦略の事後検証及び更新を行う予定である。
---------------------	---

経営比較分析表（平成29年度決算）

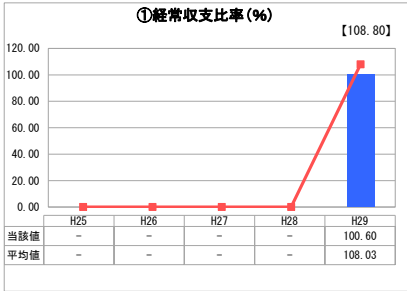
大分県 日田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	62.05	68.39	88.12	3,080

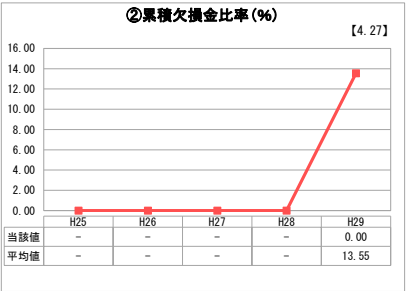
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
66,878	666.03	100.41
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
45,253	12.15	3,724.53

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成29年度全国平均

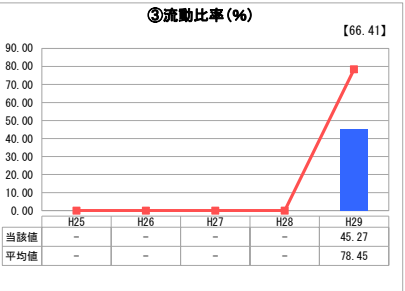
1. 経営の健全性・効率性



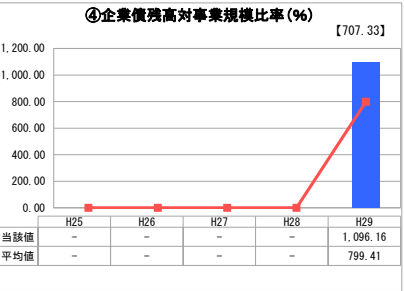
「経常損益」



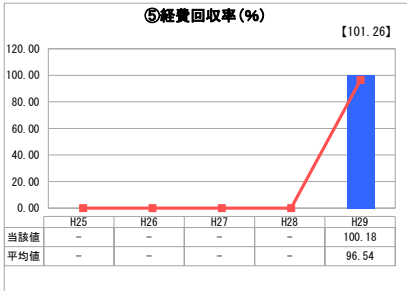
「累積欠損」



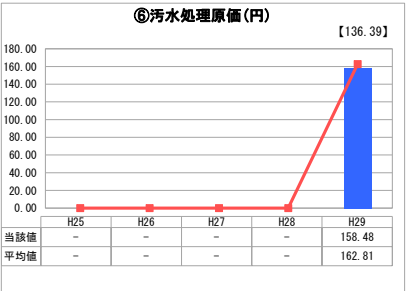
「支払能力」



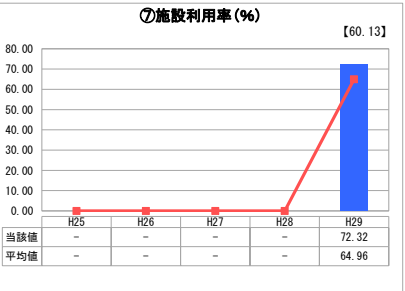
「債務残高」



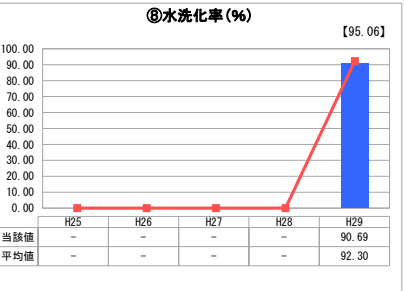
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

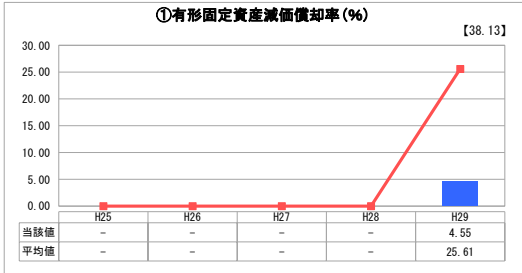


「施設の効率性」

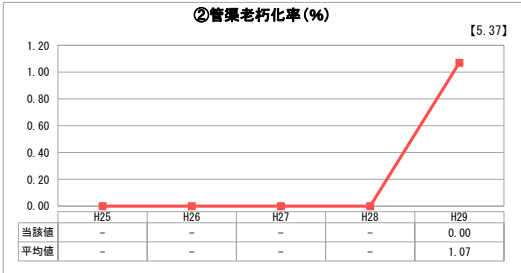


「使用料対象の捕捉」

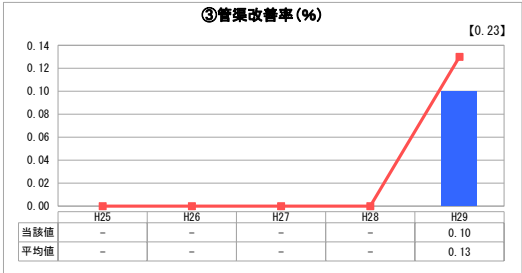
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①全国・類似団体平均よりも低い、100%は超えている。ただし、使用料で賄えない資本費に対する繰入金を含んでいる数値である。
- ②累積欠損金は生じていない。
- ③全国・類似団体平均よりも低く、100%を大きく割り込んでいる。これまで減価償却による資金の回収と留保がなされていなかったため、資金繰りが厳しく、基準外の繰り入れを行っている。
- ④全国・類似団体平均に比べて高い水準にあり、企業債への依存度が大きい。下水道事業は施設整備に多額の企業債を充当していることから比率が高くなっているものである。平成30年度に汚水管の整備は概成する見通しであるため、今後当分の間は投資額の減少に伴い、企業債残高も減少していく見込みである。
- ⑤類似団体平均よりも高く、100%を超えている。ただし、①と同様に資本費への繰入金を含んだ数値である。
- ⑥類似団体平均よりもやや低い、全国平均よりも高い。経費削減による経営努力が必要である。
- ⑦全国・類似団体の平均よりも高く、効率的に施設の利用がなされていると言える。
- ⑧全国・類似団体ともに平均よりも低い水準である。汚水管整備は概成することから、今後は処理区域の拡大は見込めないため、現在の区域内での接続率向上に努めていく。

2. 老朽化の状況について

- ①全国・類似団体平均と比較して低い水準にあるが、法適用以前の減価償却累計額が貸借対照表に計上されていないために、実際よりも低い数値が反映されていると考えられる。
- ②供用開始から37年であり、現在のところ法定耐用年数を超過した管渠は存在しない。
- ③法定耐用年数を超過した管渠がないため、低い水準となっている。

全体総括

当市の公共下水道事業は、平成29年度から法の全部を適用し、公営企業会計へと移行した。その結果、資本費の負担が大きい現状が見えてきている。資本費への繰り入れは繰出基準に則り、最低限となるよう行っているため、結果的に利益による剰余が生み出せない状況である。

また、資金的に余裕がなく、一般会計からの基準外繰入を行っている。今後、基準外繰入を減らしていくために、資金調達の手段を模索する必要がある。

施設については、管渠の法定耐用年数を迎えるまで10余年を残し、汚水管整備を概成させることができる見通しである。今後の更新では、将来の人口減少を見据えて資本費の削減に努めなければならない。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
区 分			(決 算)	[決 算 込]										
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	932,803	958,348	933,030	923,270	922,128	917,897	914,181	910,551	907,207	901,698	896,256	890,858
		(1) 使 用 料 収 入	841,034	849,421	847,856	842,727	837,628	832,561	827,524	822,517	817,541	812,595	807,679	802,793
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
		(3) 他 会 計 負 担 金	90,859	107,820	84,462	79,543	83,500	84,336	85,657	87,034	88,666	88,103	87,577	87,065
		(4) そ の 他	910	1,107	712	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	収 入	2. 営 業 外 収 益	960,068	855,653	889,816	821,455	825,288	832,609	826,554	838,430	835,627	832,332	828,212	840,675
		(1) 補 助 金	244,431	210,453	237,081	232,492	235,633	239,094	238,099	246,216	249,468	253,392	256,440	268,527
		他 会 計 補 助 金	244,431	210,453	237,081	232,492	235,633	239,094	238,099	246,216	249,468	253,392	256,440	268,527
		そ の 他 補 助 金												
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	715,588	644,468	650,881	587,963	588,655	592,515	587,455	591,214	585,159	577,940	570,772	571,148
収 益 的 支 出	収 益	(3) そ の 他	49	732	1,854	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		収 入 の 計 (C)	1,892,871	1,814,001	1,822,846	1,744,725	1,747,416	1,750,506	1,740,735	1,748,981	1,742,834	1,734,030	1,724,468	1,731,533
		(1) 職 員 給 与 費	114,533	115,256	117,682	102,031	104,072	106,154	108,276	110,442	112,651	114,904	117,202	119,546
		基 本 給 付 給 与 費	59,923	59,251	59,981	52,004	53,044	54,105	55,187	56,291	57,417	58,565	59,736	60,931
		退 職 給 付 費	5,783	5,542	6,289	5,453	5,562	5,673	5,786	5,902	6,020	6,140	6,263	6,388
	支 出	そ の 他	48,827	50,463	51,412	44,574	45,466	46,376	47,303	48,249	49,214	50,199	51,203	52,227
		(2) 経 費	293,238	359,848	389,312	397,099	405,041	413,142	421,405	429,834	438,431	447,199	456,143	465,266
		動 力 費	39,738	48,960	53,286	54,352	55,439	56,548	57,679	58,833	60,010	61,210	62,434	63,683
		修 繕 費	16,333	20,163	32,196	32,840	33,497	34,167	34,850	35,547	36,258	36,983	37,723	38,477
		薬 品 費	7,911	11,187	11,634	11,867	12,104	12,346	12,593	12,845	13,102	13,364	13,631	13,904
支 出	支 出	委 託 料	199,013	208,562	185,027	188,728	192,503	196,353	200,280	204,286	208,372	212,539	216,790	221,126
		そ の 他	30,243	70,976	107,169	109,312	111,498	113,728	116,003	118,323	120,689	123,103	125,565	128,076
		(3) 減 価 償 却 費	1,255,222	1,130,696	1,125,634	1,069,149	1,075,681	1,083,453	1,077,031	1,086,797	1,080,547	1,070,456	1,058,642	1,061,916
		2. 営 業 外 費 用	218,554	206,460	188,477	174,705	160,881	146,016	132,282	120,167	109,464	99,730	90,740	83,064
		(1) 支 払 利 息	215,531	202,754	186,066	171,705	157,881	143,016	129,282	117,167	106,464	96,730	87,740	80,064
	経 常 損 益	(2) そ の 他	3,023	3,706	2,411	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		支 出 の 計 (D)	1,881,547	1,812,260	1,821,105	1,742,984	1,745,675	1,748,765	1,738,994	1,747,240	1,741,093	1,732,289	1,722,727	1,729,792
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	11,324	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741
		特 別 利 益 (F)	29	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		特 別 損 失 (G)	11,353	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744	1,744
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 11,324	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	△ 1,741	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)														
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産	流 動 資 産	資 産 (J)	493,909	343,698	344,337	275,738	215,541	149,847	211,628	287,885	399,491	432,852	505,716	572,271
		う ち 未 収 金	97,716	107,952	116,622	95,935	93,356	92,592	92,012	91,453	90,899	90,349	89,803	89,260
		流 動 負 債 (K)	1,091,038	819,706	736,303	733,552	739,415	711,841	707,616	683,637	669,564	670,362	620,521	634,875
		う ち 建 設 改 良 費 分	752,092	677,694	703,608	719,796	725,659	698,085	681,268	646,077	620,727	610,739	550,362	551,816
		う ち 一 時 借 入 金												
流 動 負 債	流 動 負 債	う ち 未 払 金	312,965	127,835	19,165									
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	338,946	142,012	32,695	13,756	13,756	13,756	26,348	37,560	48,837	59,623	70,159	83,059
		営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	932,803	958,348	933,030	923,270	922,128	917,897	914,181	910,551	907,207	901,698	896,256	890,858
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	36	15	4	1	1	1	3	4	5	7	8	9
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	△ 154,963	△ 201,686	△ 311,642	△ 261,982	△ 201,785	△ 136,091	△ 185,280	△ 250,325	△ 350,654	△ 373,229	△ 435,557	△ 489,212
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	932,803	958,348	933,030	923,270	922,128	917,897	914,181	910,551	907,207	901,698	896,256	890,858
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	△ 17	△ 21	△ 33	△ 28	△ 22	△ 15	△ 20	△ 27	△ 39	△ 41	△ 49	△ 55

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			平成29年度 (決 算)	平成30年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	190,100	250,700	285,100	583,278	405,026	447,577	474,365	407,041	342,045	270,788	305,605	239,048
		うち資本費平準化債				225,178	235,526	237,477	211,265	188,441	153,445	129,988	74,805	73,948
		2. 他会計出資金	355,335	355,079	340,365	187,047	186,061	192,756	42,915	48,413	53,923	54,114	52,869	53,667
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金	23,187	15,303	12,231	11,500	10,900	10,200	9,400	8,300	7,300	6,200	5,100	4,000
		5. 他会計借入金												
		6. 国(都道府県)補助金	135,681	208,934	223,303	271,660	104,000	143,200	217,500	145,500	211,500	158,000	256,000	182,695
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金				20,000	150,000	50,000	50,000					
		9. その他	11,644	17,915	7,298	3,980	279	279	279	279	279	279	279	279
		計 (A)	715,947	847,931	868,297	1,077,465	856,266	844,012	794,459	609,533	615,047	489,381	619,853	479,689
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	715,947	847,931	868,297	1,077,465	856,266	844,012	794,459	609,533	615,047	489,381	619,853	479,689
	資本的支出	1. 建設改良費	394,169	534,606	609,917	740,935	495,410	478,827	611,055	439,696	472,350	366,017	562,698	416,781
		うち職員給与費	23,776	24,407	29,614	30,206	30,810	31,427	32,055	32,696	33,350	34,017	34,698	35,391
		2. 企業債償還金	741,624	772,002	680,450	706,364	722,552	740,266	725,088	720,770	696,698	680,287	628,534	637,416
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他	11,163	9,581	7,019	3,701								
		計 (D)	1,146,956	1,316,189	1,297,386	1,451,000	1,217,962	1,219,093	1,336,143	1,160,466	1,169,048	1,046,304	1,191,232	1,054,197
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) (D)-(C)		431,009	468,258	429,089	373,535	361,696	375,081	541,684	550,933	554,001	556,923	571,379	574,508
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	386,287	449,201	410,511	308,923	319,460	334,408	489,048	513,933	514,092	526,741	523,379	539,836
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他	44,722	19,057	18,578	64,612	42,236	40,673	52,636	37,000	39,909	30,182	48,000	34,672
		計 (F)	431,009	468,258	429,089	373,535	361,696	375,081	541,684	550,933	554,001	556,923	571,379	574,508
	補填財源不足額 (E)-(F)													
	他会計借入金残高 (G)													
	企業債残高 (H)		10,445,808	9,319,138	8,923,788	8,575,524	8,022,472	7,504,157	7,279,447	7,015,699	6,755,198	6,472,359	6,338,733	6,127,010

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		平成29年度 (決 算)	平成30年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
収 益 の 収 支 分		335,270	318,273	321,542	312,035	319,133	323,429	323,755	333,250	338,134	341,494	344,017	355,592
	うち基準内繰入金	325,821	309,267	313,037	303,534	310,407	314,477	314,574	323,885	328,621	331,877	334,330	345,898
	うち基準外繰入金	9,449	9,006	8,505	8,501	8,726	8,952	9,181	9,365	9,513	9,617	9,687	9,694
資 本 の 収 支 分		355,355	355,079	340,365	187,047	186,061	192,756	42,915	48,413	53,923	54,114	52,869	53,668
	うち基準内繰入金	55,300	55,023	40,309	36,991	36,004	36,773	30,734	30,040	29,990	25,222	19,939	17,318
	うち基準外繰入金	300,055	300,056	300,056	150,056	150,057	155,983	12,181	18,373	23,933	28,892	32,930	36,350
合 計		690,625	673,352	661,907	499,082	505,194	516,185	366,670	381,663	392,057	395,608	396,886	409,260